



今すぐ女性に対する暴力の根絶を！ 2013年3月8日国際女性デー

3月8日、国際公務労連は世界の加盟組合と共に、女性をめぐる社会政治経済的变化と業績を祝福します。PSIは女性労働組合員の取り組みを推進し、重要な公共サービスを第一線で提供する仲間と団結します。

しかし、すべきことはまだまだたくさんあります。女性に対する暴力は、あらゆる国と社会に存在します。今日の状況では、女子の3人に1人が、生涯で何らかの暴力を受けることになります。

PSIのローザ・パヴァネリ書記長はこう語ります。「PSIのメンバーであるナイジェリアの看護師10人が2月8日、病院で予防接種中に射殺されるという悲しい事件がありました。彼女たちのことを決して忘れず、正義が実現されるまで、休まず取り組んでいかなければなりません」

「PSI加盟組合全体が結集し、女性に対する暴力を根絶する行動に向けて取り組むことを呼びかけます。今年の3月8日は、このテーマのもと、特別なキャンペーンを開始します。女性に対する暴力は女性だけの問題ではありません。男性も女性もPSIメンバー全員が、共に女性に対する暴力の根絶に取り組んでいこうではありませんか」

女性と女子に対する暴力には、身体的、制定、心理的または経済的な暴力があります。暴力は私的、公的、物理的空間で起こるだけでなく、仮想空間でも起こります。暴力の根底にあるのは、女性が男性と同等でないという根強い考えです。

パヴァネリ書記長は強調します。「公共部門の労働者は、男女平等を進め、暴力や嫌がらせからの保護を確保する法律・規制を推進し、取り締まる立場にあります。こうした状況に置かれた女性を守り支援する唯一の手段が質の高い公共サービスであることは多いのです。女性に対する暴力は、不平等を生み、それが現在と将来の世代の福利に影響を与えます。暴力と暴力の脅しは、女性から基本的人権を奪います。今すぐ行動し、女性に対する暴力を根絶しなければなりません」

PSIと加盟組合は、市民社会組織と共に、沈黙を破り、職場と社会にはびこる差別と暴力根絶に向けて結集することができます。この一環として、団体協約の措置、取り締まり強化を政府に訴えることもでき、また犠牲者を援助するのに必要な財源を提供し、司法当局や警察が女性・女子に対する暴力の問題に十分に対処できるよう訓練を行うこともできます。平等は権利です。

世界のPSIメンバー含む女性組合員は、今月ニューヨークで開かれる第57回国連婦人の地位委員会に参加します。会議の目的は、女性・女子に対するあらゆる形態の暴力をなくし予防する国連決議に合意することです。PSIはすべての国連加盟国に対し、女性・女子に対する暴力を直ちに予防し、是正するのに必要な措置を講じるよう求めます。

今すぐPSI「女性に対する暴力根絶」キャンペーンにご参加ください。2013年国際女性デーを記念してPSIのローザ・パヴァネリ書記長から送られたメッセージをご覧ください(www.world-psi.org/IWD013-video)。またPSIが新たに作成した国際女性デーのカラフルなポスター(多言語)はPSIウェブサイト(<http://www.world-psi.org/IWD2013-posters>)からダウンロードを

してご利用ください。また、印刷するための高解像度ファイルが必要な場合は、次までご連絡ください。 communications@world-psi.org

以下のリストを、各自または組合の行動の参考にご活用ください。社会を変え、女性への暴力根絶を実現させましょう。

今すぐ女性に対する暴力の根絶を！

PSIと加盟組合にできる行動

- 差別と暴力の意識向上に努め、結集して立ち向かう。
- 沈黙を破り職場の暴力を根絶させるために行動を起こす。
- 団体協約に被害者を保護する措置を盛り込む。
- PSIメンバー間の調整を図り、ベストプラクティスや、真の変化をもたらした政策を共有する。
- 女性に対する暴力を解決するよう政府に訴える。

政府への要求

- 男女平等が国家憲法の原則として正式に記されるようにする。
- 市民社会との密接な協力のもと、法律を施行するメカニズムを効果的に実施する。
- 政策を実施し、被害者を援助(保護施設、ホットラインなど)するための十分な資金を提供すること。
- 司法当局および警察が女性・女子に対する暴力の問題に十分に対応できるよう訓練すること。
- 暴力行為を抑制できる厳しい法的制裁措置を設けること。
- 多言語への翻訳や無料法律支援など女性に司法制度の利用を促すこと。
- メディアが女性・女子を尊重する姿勢を示し、推進するよう、効果的な措置を講じること。
- 暴力の予防と男女平等原則を学校教育課程に盛り込むこと。
- 指導部の女性を積極的に支援し、すべての政策決定機関で男女同数の達成に向けて取り組むこと。
- ジェンダーに基づく暴力を、亡命やその他関連する申し立ての理由として認める国家法を施行すること。
- 仕事に関係する暴力について指標を作成し、合意した目標に向けて進歩の度合いを測るシステムを設置すること。
- 差別と暴力から女性と女子を守る確かな法律を採択すること。
- 女子差別撤廃条約を批准し、女性に対する暴力に関する一般勧告第19号を実施すること。
- 差別の禁止に関するILO第111号条約、家事労働者に関する第189号条約、児童労働に関する第182号条約を批准すること。
- HIV／エイズに関するILO第200号条約を実施すること(以下引用)。「職場における暴力及び嫌がらせを防止し、及び禁止する措置を確保すること」により、「HIV感染を減少させ、及びその影響を軽減する措置が職場において又は職場を通じてとられるべきである」